

令和3年度包括外部監査結果・意見等に対する是正措置
(令和4年度における対応状況)

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和3年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	第3 外部監査の結果及び意見 1 行政評価 (2) 不明確な評価対象事業の範囲 【指摘】	(現状の問題点) 「環境創造基金市町村支援事業交付金事業は宮城の将来ビジョンを構成する事業に含まれないため、施策評価対象外である」とする県の説明の合理的根拠は希薄である。 (解決の方向性) 事業費に金額的重要性が認められる事業については施策評価の対象とする。 なお、県の説明によると、令和3年度からは環境創造基金市町村支援事業交付金も施策評価の対象となる、とのことである。 (P11)	令和3年度から環境創造基金市町村支援事業交付金も施策評価の対象としている。
2	第3 外部監査の結果及び意見 2 契約 (2) 無利子貸付 【意見】	(現状の問題点) 林業公社に対する貸付を全て無利子とする公益上の必要性が認められるか疑問である。 (解決の方向性) 無利子貸付とする公益上の必要性に乏しい場合、適正な利率による貸付条件とする。 (P23)	林業公社の経営は、投資から収益を得るまでの期間が長い林業の特殊性により、森林整備に係る投資額を借入金で賄い、分収林契約満了時の立木販売収入をもって借入金の返済に充てる事業スキームとなっている。 このため、県では林業公社に対し、昭和40年代から有利子により事業資金の貸付を行ってきたが、利子負担が経営を圧迫し、巨額の負債を抱えるに至ったため、平成11年度の包括外部監査の結果などを踏まえ、これまでの県貸付金の繰上償還・無利子再貸付により、利子負担の軽減を図ることとした。 平成25年10月の特定調停に当たり策定された「再建計画」に基づき、県では無利子資金の貸付を令和3年度まで実施してきたが、この間、林業公社の経営は安定に転じ、令和4年度からは本格的な主伐も開始されたことから、今後、新たな貸付の必要性が生じた際は、適正な利息を付与することとしたい。
3	第3 外部監査の結果及び意見 2 契約 (4) 不自然な指定管理者の実績報告 【意見】	(現状の問題点) 宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターに係る指定管理者の実績報告について、指定管理料が実績精算払いでないにも関わらず指定管理者の事業収支実績がゼロなのは明らかに不自然であり、このような実績報告が十分に許容される内容といえるか疑問である。 (解決の方向性) 指定管理者のモニタリング等において、指定管理者の実績報告の適切性も確認する。 (P28)	令和3年度の実績報告から区分経理を見直して計上されている旨をモニタリング評価票により確認した。
4	第3 外部監査の結果及び意見 3 補助金 (3) 事業効果の検証不足 【意見】	(現状の問題点) 防災拠点再生可能エネルギー導入促進事業について、計画の成果目標と実績の比較分析の内容が明らかでなく、事業効果の検証が十分といえるか疑問である。 (解決の方向性) 計画の成果目標と実績の乖離が大きい事項については、実績データの正確性を含めて十分に確認のうえ、事業効果を検証する。 (P34)	グリーンニューディール基金事業については、令和2年度に設備整備事業がすべて終了したことから、導入設備による令和3年度以降の発電状況等を、各導入施設に照会し、とりまとめることで、事業の効果を検証している。
5	第3 外部監査の結果及び意見 4 公社等 (3) 経営改善の進行状況の開示不足 【意見】	(現状の問題点) 公表されている林業公社に係る「改善支援団体の取組状況」において、経営改善の進行管理状況の開示が十分とは考え難い。 (解決の方向性) 改善支援団体の取組状況の中で、数値目標及び実績の比較分析に関する説明を記載し、経営改善の進捗状況に係る情報開示の充実化を図る。特に分収割合の見直しについては林業公社の経営改善に重要な影響を及ぼす点に留意し、進行状況に係る情報開示の必要性は高いと考える。 (P41)	改善支援団体の取組状況については、収支に関する具体的な金額を記載する等、前年度よりも充実を図った。 分収割合の変更についても、市町村を対象に手続きを開始したことを明記した。

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和3年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
6	第3 外部監査の結果及び意見 4 会社等 (4) 引当金の開示もれ 【指摘】	(現状の問題点) 環境公社は特定災害防止準備金、維持管理積立金、埋立維持管理積立金を会計上の引当金と整理しているにも関わらず、財務諸表の注記(引当金の計上基準)や引当金の明細(附属明細書)の記載がなされていないため、引当金としての必要な開示がもれている。 (解決の方向性) 公益法人会計基準に準拠し、引当金の計上基準(公益法人会計基準第5(2))や引当金の明細(公益法人会計基準第6(2)(2))を開示する。 (P43)	財務諸表の注記(引当金の計上基準)及び引当金の明細を開示した。